

❖ 本人確認の具体的な証明の例

※「氏名及び住所」又は「氏名及び生年月日」が確認できるものであることが前提です。

1枚の提示で足りるもの(例) 【顔写真付きの本人確認書類】	2枚以上の提示が必要なもの(例) 【A から2点、又は A と B から1点ずつ】
<ul style="list-style-type: none"> ○運転免許証 ○下記の資格者証(補助者の場合は、補助者証)で写真付きのもの (写真が無い場合、別のもう1種類の提示が必要) <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士身分証明書 ・司法書士会員証 ・行政書士証票 ・土地家屋調査士会員証 ○個人番号カード(マイナンバーカード) (注)農地法に係る手続きでは、個人番号を控えたり、複写したりすることはありません。 ○写真付き住民基本台帳カード (住所地の市区町村で発行) ○旅券(パスポート) ○国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書(写真付き) ○海技免状 ○小型船舶操縦免許証 ○電気工事士免状 ○宅地建物取引士証 ○教習資格認定証 ○船員手帳 ○戦傷病者手帳 ○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○在留カード又は特別永住者証明書 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>A 類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○写真の貼付のない住民基本台帳カード ○国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証 ○共済組合員証 ○国民年金手帳 ○国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書 ○共済年金又は恩給の証書 ○戸籍謄本等の交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 <p>B 類</p> <p>※学生証、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの ※国又は地方公共団体が発行した資格証明書のうち写真付きのもの (左記に掲げる書類を除く。)</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>「※」の書類のみが2枚以上あっても確認できませんので、ご注意ください。</p>

【法務省ホームページより引用】

❖ 代理人が法人の場合

代理人が法人である場合、来庁者の本人確認書類に加え、下記の書類もご提示をお願いします。

来庁者と法人との関係を確認できる書類

(例: 法人名の記載された社員証や健康保険被保険者証 等)